財産分与Ｑ＆Ａ

Ｑ１　どのような財産が，財産分与の対象となるのですか？

財産分与の対象となるのは，婚姻中に夫婦の協力で得た財産（家や土地，預金，株式など）です（一方の名義で取得した財産であっても，実質的に夫婦の共有財産とみられる場合は，財産分与の対象になります。）。婚姻前から各自が所有していたもの，婚姻中であっても一方が相続・贈与等により取得したもの，社会通念上一方の固有財産とみられる衣類，装身具などは，財産分与の対象にはならないと考えられています。

なお，年金の分割を求める場合は，財産分与ではなく，「請求すべき按分割合に関する処分（年金分割）」の手続によることになります。

Ｑ２　財産分与を請求するのに，期限はあるのですか？

財産分与の請求は，離婚の時から２年以内に行わなければなりません。

Ｑ３　調停では，どのように話合いが進められていくのですか？

財産分与の対象としてどのような財産があるのか，財産の取得や維持に対してどの程度の貢献をしてきたのかなどについて，双方から事情を聴いたり，必要に応じて資料等を提出してもらうなどして，解決のために必要な助言やあっせんを行います。

Ｑ４　調停での話合いがまとまらない場合は，どうなるのですか？

調停は不成立として終了しますが，引き続き審判手続で必要な審理が行われた上，審判によって結論が示されます。

Ｑ５　審判の内容に不服がある場合，不服申立てをすることはできますか？
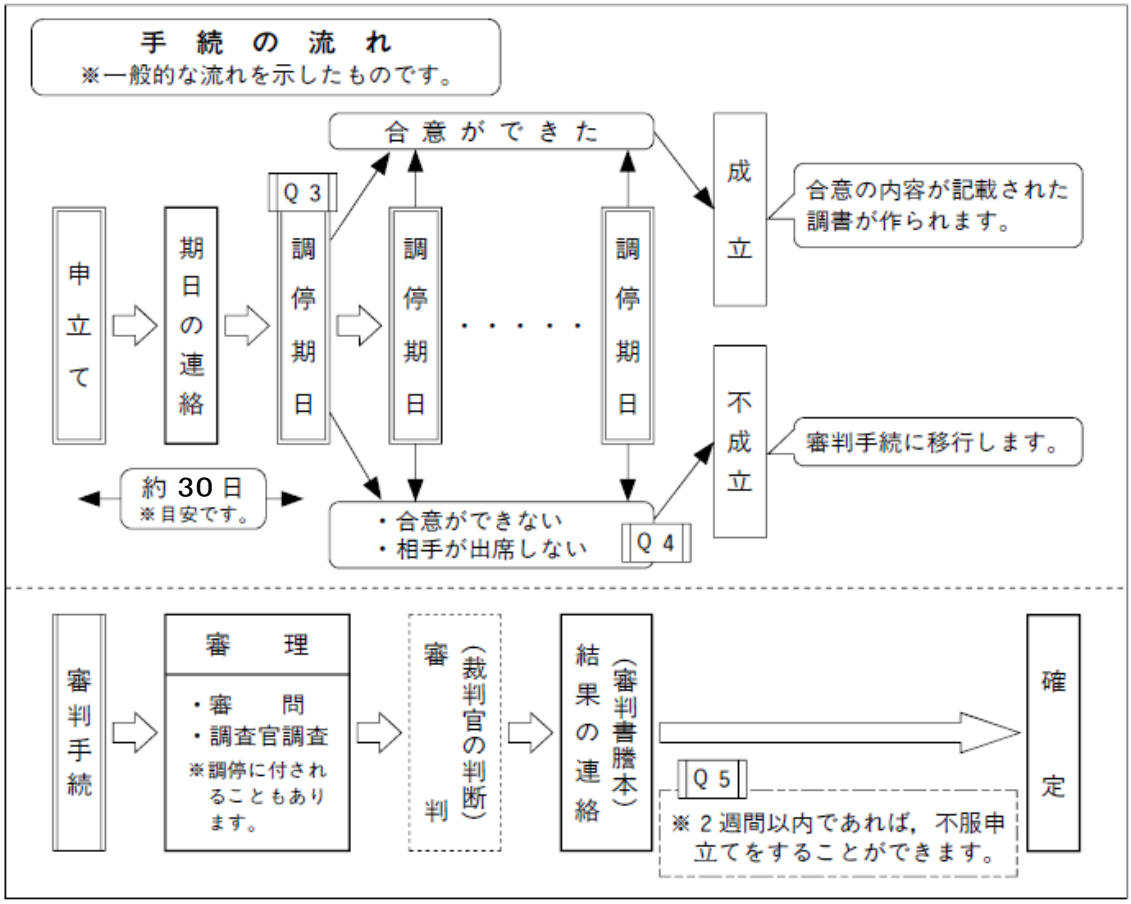
審判書謄本が送達された日の翌日から２週間以内であれば，不服申立て（即時抗告）をすることができます。即時抗告をするには，期間内に，抗告の趣旨などを記載した即時抗告の申立書を，審判をした家庭裁判所に提出しなければなりません。詳しくは，審判をした家庭裁判所にお問い合わせください。